

訪問看護ステーション ふじみ

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 運営規定

(事業の目的)

第1条

医療法人博愛会が設置する訪問看護ステーションふじみ（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の円滑な運営と管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の者、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の提供を目的とする。

(指定訪問看護・指定介護予防訪問看護の運営の方針)

第2条

- (1) 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は利用者が要介護状態・要支援状態となった場合においても、利用者の心身機能、環境状況等を把握しその特性をふまえ、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように療養生活を支援し、心身機能の維持回復、日常生活の維持・向上を目指し療養生活を維持できるように支援するものとする。
- (2) 事業所は利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、利用者の介護予防に資するように、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (3) 事業所は介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
- (4) 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域支援包括センター、保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努め、必要な時に必要な訪問看護が提供できるように事業体制の整備に努めることとする。
- (5) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (6) 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たっては介護保険法に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。
- (7) 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、主治医及び居宅介護支援事業者、地域包括支援センターへの情報提供を行うものとする。